

郵便

明治壬申八月



新聞

新貨三錢

第十五號



東京横山町三丁目

太田金右衛門

門 8
號 407
卷 6

九例

遠近の人民互に性情よく相通し事理よく相達するは新聞紙の如く
故に西洋諸國苟も文明の名あるは地をてけ必に新聞紙局を設
ありて國內國外を論ずる九百の事務を網羅し保てて奇事異聞瑣
話常談を採用し以て日刊し夕刊し之を傳布するは幾んど家
喻戸曉小説は概あれば國人甚ぶあれを便とせり今爰に郵便
此新聞を刊行するも廣く遠近の子我我せ大ひに内か此情を通し善
古今の變を知り以て世に裨益あるは我欲するあり蓋し龍水の
氷氷見て天下の寒を知りればは小冊子を見るもの亦當今の子情の
一斑を窺ふべし

郵便報知新聞第十五号 明治五年申八月

○今般東京横濱ノ間鐵道建築竣功ニ付来九月九日開
業式被為行本日 臨幸被仰出候條御達ニ相成タリ

○筑摩縣ヨリ報知管下作物模様言上大意

當縣管下信濃國飛驒國村々當田方之儀春來氣候宜敷
尤村々ニ寄植付時節養水不足引續土用中ハ可及旱損
村々モ有之候處其後潤雨有之立直申候然ル處去月廿
二日風雨ニテ信州諏訪郡立科山麓十々村稲草并立木
吹倒シ猶家屋敷等吹損シ候段届出候得共何レモ小村

ニ有之實法方ニ不差障様精々手當可致旨申渡置候其
余只今之姿ニ而ハ総テ熟作ノ模様ニ御坐候間自然人
心折合宜シク管下一般静謐ニ御坐候云々

○五畿内なりびよ江州のありて地蔵さつらとい
ふ事あり町々村々よてあもひくのかざり物あはゆる
旧習となりてハ是を競ひ多分の財を費してさわりあ
つら心あるもれハ無益なる業うねと思くともあつた
ありハ一あまバ詮方あてりけりお頃日滋賀縣ニ
てははまりりと禁止せられあちちの路傍などおり
し石の地蔵を取拂せけるお大小さぬぐの地蔵どもを

多く車の上ニ積重ねて大津の町をひきわたるを論
議女子供がと集りてその車の前ニ線香菓物等備へあ
として手を合せ拜み入たるもりり涙を流しつゝ南無
地蔵大菩薩くくとおきけり跡より追ひゆくありそれ
とつとつと語りしつとあつと有る滋賀縣廳出仕河村氏
よりのお来おあり歎すもるなりけりやあつる蒙昧
の徒も漸教化ニ歸して眼を開くの時ニ至るべし

○足柄縣より報知司法省へ伺書節畧
三府七十二縣ニ御省官員出張聴訟断獄ノ事務取扱可
相成、趣傳承罷在既ニ神奈川縣へモ不日御發行ノ由

然ル 霞當縣ノ儀 神奈川管下 接近外國人遊歩場十里部
内ニ相籠リ加之相州箱根七湯豆州ニモ有名ノ温泉有
之外國人共不絶往来致シ居折々引合候事件モ出来候
旁自然區々取扱御不體裁ヲ釀成候テハ難相濟心痛仕
候就テハ御省官負出張相成候上ハ續テ當縣へモ同様
ノ御處分相成候様仕度云々

○宇都宮縣ノ報知

東系ノ野所宇都宮ノ驛邊寮所轄ノ馬車發行の
續ありし道路の修繕不充分ありし先づ陸羽道
中中因難より宇都宮までの間を八月終より發行せ

り既に高峯より東系小毎日往來する郵便馬車と同様
客の有無小拘りど時を定めて運輸の便をなせ候との
り候 吾等の人民小等の費をおしむを知らず長年の
費ると惜むとあるが今りの情態あれば小客少
くして會社の利益多うに商分盛大となり難うと
一甚歎まると堪はし

○福島縣ノ報知 縣下羅平取設の儀少付同の大志
南系所轄岩磐兩國の内六郡合高四拾九万九千三百石
余村數五百五ヶ村あり是は以程爰内を六大區に分け三
十九小區を置き 一万五千石ヨリ多カラ夫々霞當相立

ゆゑも去り諸藩より回領且旧幕領ホ犬牙相接ニ居
りて故人情鬼角少穩の處己巳以來縣官其長を望み居
頻小して下民ども方向にお立勅もすれハ享未喜の如
き暴動有るより又管内の景況追々変遷即令之靜謐郡村
ゆれも安余を希望の機少趣き依々去月以來毎月正副
戸長を集會し惣官一同事務を儀し頗る建言する者も
あれあり懐考の都合少付此際選卒を組み衆庶を保護
し速小開作の域小進歩せしめ安後集儀小及り又福島
市中有志の者ども出金忽ち二千余金小及びりあつて
其向市巾を始りして追々郡村小可押及好豫會と稱す

右選卒人欠を諸知の貫屋と擬用の上亟急小施行候
爰迄之も是迄の捕亡吏お廢止りし付右捕亡費三十金
余有るより右以内千金と選卒費用小振換余も聽給課罪
徒追捕ホの費小備置若し有余りり尚選卒の方一お
由し内分融通致を官欠管内一同官給の内多少出さ
小及り次第小有るは尚取締諸規則并有志出金人欠選
卒姓名等委細の表ハ追々可申上云々

○神奈川縣より報知

管下横濱元濱町出店三井八郎右工門共同所南仲通五
丁目小野善三郎後見育藤藤助外六人のもの有志より

つて金四千両と献納し市学校區建入費の内一を加へ
交段中出たり右奇特の儀に付官より褒賞ありたり

○大分縣より報知旧知事大給氏建校備金の建言

旧府内縣知事從五位大給近説東上發軔ノ際ニ當リ言

ヲ私共ニ託シテ曰ク豊州ハ國ノ僻壤ニテ人民ハ固陋

人材ニ乏敷之ヲ三都ノ開化ニ比スレハ殆ント天淵ノ

如シ當今 王政日新万機

御維新ノ秋ニ際シ動モスレハ旧習ヲ守株シ

朝旨ヲ腹非スルノ輩往々之アリ旧習ヲ洗滌シ頑固ヲ

開化スルハ畢竟政令施行ノ方法ニ依ルト虽氏人ノ知

識ヲ研磨シ固陋ヲ氷釈スルハ學問ニ如ス學問以テ文

明ノ域ニ驟々進歩セシマルハ建校ニ如ス然レモ建校

ノ舉未ダ時至ラス余終ニ素志ヲ達スルヲ得ザルカ汝

等宜シク余カ微衷ヲ勉シ他日建校ノ議モコレアラハ

費用ノ一分ニ加ヘシコトヲ依頼ス因テ金二千圓ヲ附托

シ以テ東上ノ留別トス今般縣廳果シテ建校ノ議アリ

廳下有志ノ人民私金ヲ投シ戮力廳意ヲ翼賛スト聞ク

是近説曾テ依頼スル所ノ時機到来素志ヲ相達スルノ

秋ナリ仰願クハ右些少ノ備金建校入費ノ一分ヲ補給

スルヲ得ハ近説消埃ノ素志ヲモ相達シ何ノ幸福カ是

ニ過ニヤ加之衆庶ヲシテ文明ニ進歩セシメ人材ヲ教
育セハ他日三都ノ文明ニ比似セン下亦遠カラズ生等倚頼
ノ機ヲ失ハサルニ庶幾乎實ニ拊舞ノ至ニ堪ヘス云々

○越後國高田より報知

越中越後兩國の境親不知駒返しと云ふ處所ハ西内
無双の峻道にして秋冬の石波濤の爲に數日の往來を
絶し或ハ激浪に溺没して死せる者屢ありと云ふ世人
の遍く知る處にて前年来此難道を通行せし大小藩よ
りまゝ道換の事を建儀ありと云ふ事と云ふ事と云ふ事
ありて峻道ハ西の要害ありと云ふ事と云ふ事と云ふ事

又今日開明進歩の運ニ際し最も甚き人命を害する大
患有片時も捨置つゝまよらざる且數日の間郵便を阻て
公私の要務を憊る弊も寡うと云ふ事と云ふ事と云ふ事
申立られ即ち巨多の山下けまはして道換の許可を以て
日工業を振めんとす云々云々云々云々云々云々云々云々
して其工を勉めふ日蕨茶の功を奏すべし

○頃日フランスの蒸氣軍艦暗航し伊豫の沖を走りけ
るが日中の帆前船と突あつたりたる小舟が船を爲ら
げりけり乗組の内二人溺死し十五人を軍艦へ助け揚
げられども積荷米三千俵その外ハみよ海底の水層と云

是より日本船二ハ暗航ニても日印の燈火ありきゆは此の
おとろき災難ニ遭へり此等ハ蒸氣船晝夜とるく豎横ノ
奔走するゆへ日本舟も必於美國警備の式の如く船の
左方ニ紅事の燈火を用意ありたり然るされハ船
はさうくふれたるも責む小辞柄ありト

○山梨縣より報知爰下村民暴動ニ及ゆ付申上書
當縣管下三郡村々之者共頃日来多人數廳下へ罷出及
強願候趣云々追々申上置候処本月廿四日朝第六字頃
山梨八代兩郡之内九十六ヶ村九人數一万人程押來候
ニ付精々及説諭候得共不聞入市中家屋へ放火及暴動

候ニ付早速官負并貫屬之者ニテ相制ニ右ノ内五人呂
捕殘人數ハ市外へ追退ケ消防手宛等ニテ鎮火ニハ相
成候得共此終鎮靜ニハ立至間敷ニ付兼テ申上置候通
一大隊程至急出兵ニ相成候様陸軍省へ御引合被下度
左既ニ第二分營ヨリ一小隊御差出可相成旨御達ニハ
御座候得共前頭ノ次第ニ付何卒明廿七日ニハ出兵相
成候様被成下度候尤私儀ハ同日夕四字頃縣地發足仕
候間其後ノ模様ハ相分り不申候依之此段申上候云々
右同縣史生大河内安貞柴田徳ヨリ大藏省へ御届之寫
○山梨縣令權參事進退伺ノ書正院へ差出ニタリ

○府下日本橋今般架登り付々ハ米國橋梁の意形を換
 一以前より橋幅を廣げ平坦ニありと側へ二重の櫛干
 と付付仲央を馬車道と定め老木を歩道の法米とあり
 諸人通り便利の方法を設けれ進る修營をそとむる也
 ○上海より「リントル」へ云と云つる悪病頃日大ニ流行
 の由長崎よりハ上海より入津の各船をさびく検査
 一陸揚より及びり是病症の傳播を防ぐためなりとつり
 ○第十三號に記載せし宇都宮縣より何の通延命を義
 宗か一人説教を止お知とつり
 報知新聞第十五号終

今般郵便報知新聞刊行の旨趣ハ遠く隔る國々其物情を互にお通せしめ且府下
 小生ずり細大する實各地へ相知りめんといふに依るを 諸君其法ハ亦亦申善りの賞譽
 暴徒に捕縛機械産物の利者ハ蠶絲織物漆器陶器米穀桑茶其他の諸品製造
 耕作の多寡山嵐雷雨水火の火難ニ暖氣候は速くして少くも其り多るを
 皆夫々に著記して聊文雅虚飾を加へる時ハ成載て是を後一若見人及び賣
 品所小送り越へ給はん事候希ふ

一郵便報知新聞一冊價新貨三錢毎月五号宛出板
 當時散見号ヨリ先廿册分引度價向を一割引
 同四十册分ハ 割半引

右之通割分定安金并郵便報知新聞は候去每号若見順序と應ひ郵便ラハては届可申候

東京横山町三丁目
 發見人 太田市右衛門

